

議案第141号

訴えの提起について

次のとおり、建物明渡請求の訴えを提起したいので、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求める。

平成23年9月5日提出

川崎市長 阿部孝夫

1 当事者

原告となるべき者 川崎市

被告となるべき者 * * * *

2 請求の要旨

被告となるべき者は、建物明渡請求に係る市営住宅（以下「本件市営住宅」という。）に居住しているが、長期間家賃を滞納し、本市の再三にわたる納付指導にもかかわらず、これに応じなかった。

そこで、本市は、被告となるべき者に対し、本件市営住宅に係る賃貸借契約を解除し、本件市営住宅の明渡しの請求を行った。

しかしながら、被告となるべき者は、その後も明渡しをしないため、建物明渡請求の訴えを提起したい。

参考資料

事 件 の 概 要

- 1 本市は、被告となるべき者に対し、平成13年11月20日付けで建物明渡請求に係る市営住宅（以下「本件市営住宅」という。）への入居を許可し、被告となるべき者は、同日から居住を開始した。
- 2 本件市営住宅の家賃の支払が滞ったため、本市は、被告となるべき者に対し、督促を行い、その後も再三にわたる納付指導を行ったにもかかわらず、未払の状況は改善されなかった。
- 3 本市は、平成23年2月4日付けで被告となるべき者に、市営住宅明渡請求予告通知書を送付し、当該通知書を受理した日から14日以内に滞納額を完納しない場合は、本件市営住宅の明渡しを請求する旨を通知したが、期限までに納付がなされなかった。
- 4 本市は、平成23年3月30日付けで被告となるべき者に、市営住宅明渡請求書を送付し、本件市営住宅に係る賃貸借契約を解除し、本件市営住宅を同年7月4日までに明け渡すよう請求した。
- 5 しかしながら、被告となるべき者は、期限までに本件市営住宅の明渡しをせず、その後も本市の明渡請求に応じないため、建物明渡請求の訴えを提起するものである。